

# 第4次 多可町行財政改革大綱

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

多 可 町



## < 目 次 >

はじめに .....	P. 1
第4次多可町行財政改革大綱体系図 .....	P. 2
基本方針と重点項目 .....	P. 3
I. 時代に即した組織体制づくりと職員の意識改革 .....	P. 3
1. 定員・人件費の抑制 .....	P. 3
2. 職員の能力開発 .....	P. 4
II. 健全な財政経営 .....	P. 5
3. 公共施設等ファシリティマネジメントの推進 .....	P. 5
4. 事務事業・補助金等の効率的効果的な継続的改善 .....	P. 6
5. 自主財源の確保 .....	P. 9
6. 公営企業等の経営健全化 .....	P. 9
III. 住民協働による連携 .....	P. 10
7. 住民参画の推進 .....	P. 10
8. 住民の皆さんとの協働 .....	P. 10
取り組み期間と推進体制 .....	P. 11

# はじめに

多可町行財政改革大綱は、今回の改訂で4回目を迎えます。前回の第3次行財政改革大綱(平成27年～令和元年)では、「1. 事務・事業の再編・整理、統廃合」、「2. 職員の管理及び能力開発」、「3. 行政サービスの見直しと公共施設の運営」の3本柱(合計56項目)の改革に取り組んできました。その結果、定員適正化計画に基づく職員の削減や補助金における経費等の見直しを中心に、平成30年度までの取り組み期間で33項目を達成し、一定の財政効果を創出しました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化をはじめ様々な社会情勢の変化により、本町を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。これに伴い、行政サービスへの期待や安全安心に対する関心の高さなど、町民ニーズの多様化・複雑化が進み、より迅速で適切な対応ができる行財政経営が強く求められています。

国においては、『経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代:「Society5.0」への挑戦』(令和元年6月閣議決定)の中で、地方財政改革の基本的な考え方として、人口減少に対応するために、地方自治体の業務改革と新技術の徹底活用を通じた、住民視点に立った利便性の高い次世代型行政サービスへの転換を積極的に推進することとしています。

このため、職員一人ひとりが住民ニーズを的確に捉え、行政経営の公平性、透明性を高め、住民皆さんに対する説明責任を果たしながら、住民皆さんと行政が同じ目的に向かって相互に協力連携し、協働によるまちづくりを推進することが重要です。

よって、これまでの行財政改革の経過を踏まえながら、地域が保有している資源を最適に組み合わせ、更なる行財政改革を推進することで、効率的かつ住民目線に立った健全なまちづくりの実現を目指します。

本大綱では、行財政改革の推進による効率的かつ住民目線に立った健全なまちづくりを目指すため、3つの基本方針

## 『Ⅰ. 時代に即した組織体制づくりと職員の意識改革』

## 『Ⅱ. 健全な財政経営』

## 『Ⅲ. 住民協働による連携』

に基づき、8つの重点項目を定めました。(P2図1 第4次多可町行財政改革大綱体系図参照)

そして、重点項目ごとに、具体的な取組項目、その目標及び達成時期を明示した『第4次 多可町行財政改革実施計画』に基づき、定期的な進捗管理で確実に行財政改革を行っていきます。

(図1) 第4次多可町行財政改革大綱体系図

基本方針	重点項目	取組項目
I. 時代に即した組織体制づくりと職員の意識改革	1. 定員・人件費の抑制	( 1 ) 定員適正化計画の見直し ( 2 ) 給与・職員手当の適正化
	2. 職員の能力開発	( 3 ) 戦略に対応した組織改編 ( 4 ) 所管事務のマニュアル化 ( 5 ) 時間外勤務手当の抑制 ( 6 ) 人事評価制度の運用 ( 7 ) 人材育成の推進
II. 健全な財政経営	3. 公共施設等ファシリティマネジメントの推進	( 8 ) 普通建設事業費の抑制 ( 9 ) 町有財産等の貸付及び売却 ( 10 ) 指定管理施設の運営検証 ( 11 ) 公共施設の運営方法の検討 ( 12 ) 住宅管理 (適正戸数) ( 13 ) 公共施設の再配置の推進 ( 14 ) 公共施設マネジメントの導入
	4. 事務事業・補助金等の効率的効果的な継続的改善	( 15 ) 各種委員会・審議会等の見直し ( 16 ) 広域行政事務等負担金の見直し ( 17 ) 事務事業評価の推進 ( 18 ) タブレット導入によるペーパーレス化 ( 19 ) AI、RPAの導入検討 ( 20 ) 国保制度の事務改善 ( 21 ) 補助金の見直し ( 22 ) イベント・ソフト事業の見直し ( 23 ) 各種健診・予防接種の見直し ( 24 ) 通園バス運行の見直し ( 25 ) 防犯灯管理対象の整理 ( 26 ) 窓口サービスの見直し ( 27 ) 障害者福祉年金の見直し ( 28 ) たかテレビのあり方
	5. 自主財源の確保	( 29 ) 債権管理 ( 30 ) 公共料金等の収納強化 ( 31 ) 多可町ふるさと応援寄附金等の推進 ( 32 ) 公共施設使用料の見直し
	6. 公営企業等の経営健全化	( 33 ) 水道経営健全化の推進 ( 34 ) 水道事業の広域連携等の研究 ( 35 ) 下水道経営健全化の推進
	III. 住民協働による連携	7. 住民参画の推進
8. 住民の皆さんとの協働		( 41 ) 地域局業務の見直し ( 42 ) 地域共生社会の取り組み ( 43 ) 各種事務局の見直し ( 44 ) 団体組織のあり方 ( 45 ) 団体支部の事務局のあり方 ( 46 ) 企業立地の促進

# 基本方針と重点項目

## I. 時代に即した組織体制づくりと職員の意識改革

### 【重点項目】

#### 1. 定員・人件費の抑制

複雑多様化する住民サービスに対して一定の水準を維持していけるよう、職員適正化計画を策定します。

しかしながら、再任用制度や会計年度任用職員（嘱託職員、アルバイト等）の雇用内容の変更、さらには定年延長など雇用方法が大きく変わろうとしています。

このため、雇用体制や組織体制については、住民ニーズや時代の変化に効率よく迅速に対応できるよう、柔軟に見直しを進める必要があります。

また、限られた人材を有効に活用するために、職員の能力や適正に応じた人事配置を行うことで体制強化に努めます。

更に、職場の風土や雰囲気は、職務意欲だけでなく、事務の効率化に大きく影響するとともに、人材育成や能力開発のベースにもなることから、風通しのよい職場環境への改善を通じて、働き方の意識改革を図ります。

(表1) 年次別目標職員数(各年度4月1日現在)

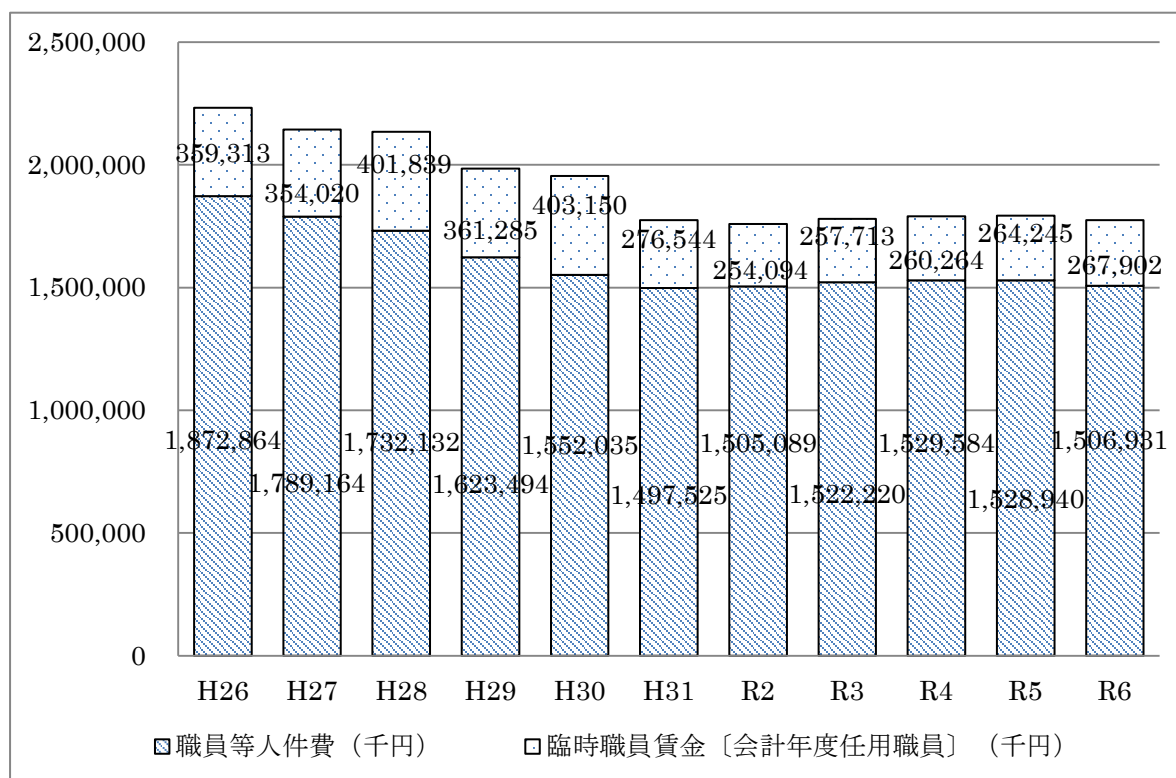
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
普通会計 ※1	184	185	185	184	180
公営企業等 ※2	23	23	23	23	23
合 計	207	208	208	207	203
対前年度	2	1	0	▲1	▲4
比較累計	2	3	3	2	▲2

※1 普通会計（一般会計・学校給食事業特別会計・診療所事業特別会計の合算）

※2 公営企業等（公営企業会計：水道事業特別会計・下水道事業特別会計）

（特別会計：国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・宅地造成事業特別会計）

(図2) 普通会計による人件費



※ 図2の人員費は、特別職給与、職員給、公務員共済組合負担金、退職金、退職組合負担金等及び臨時職員賃金、社会保険料等を計上  
(実績：決算監査資料)

## 2. 職員の能力開発

多様化・高度化する行政サービスに対応するためには、職員の情報発信力や企画提案力、更には、分野を横断した施策を創造できる構想力等の能力を高める必要があります。慣習や前例にとらわれず、常に事務の改善・改革を意識し、新しい課題に積極的に取り組むことが求められています。

このため、階層別の研修においては、キャリア形成に繋がるような研修体系を構築するとともに、行政課題に対応できる人材育成研修を強化します。そして、職員一人ひとりがその責任と使命を自覚し、目標や課題に対し自ら学んでいけるよう、人事評価制度を通じて人材育成を進めていきます。

また、公務員としての高い倫理観を保持し、責任をもって誠実に職務を遂行することで住民皆さんから信頼され、開かれた透明性の高い行財政経営を確立していきます。

## Ⅱ. 健全な財政経営

### 【重点項目】

#### 3. 公共施設等ファシリティマネジメント<sup>(※)</sup>の推進

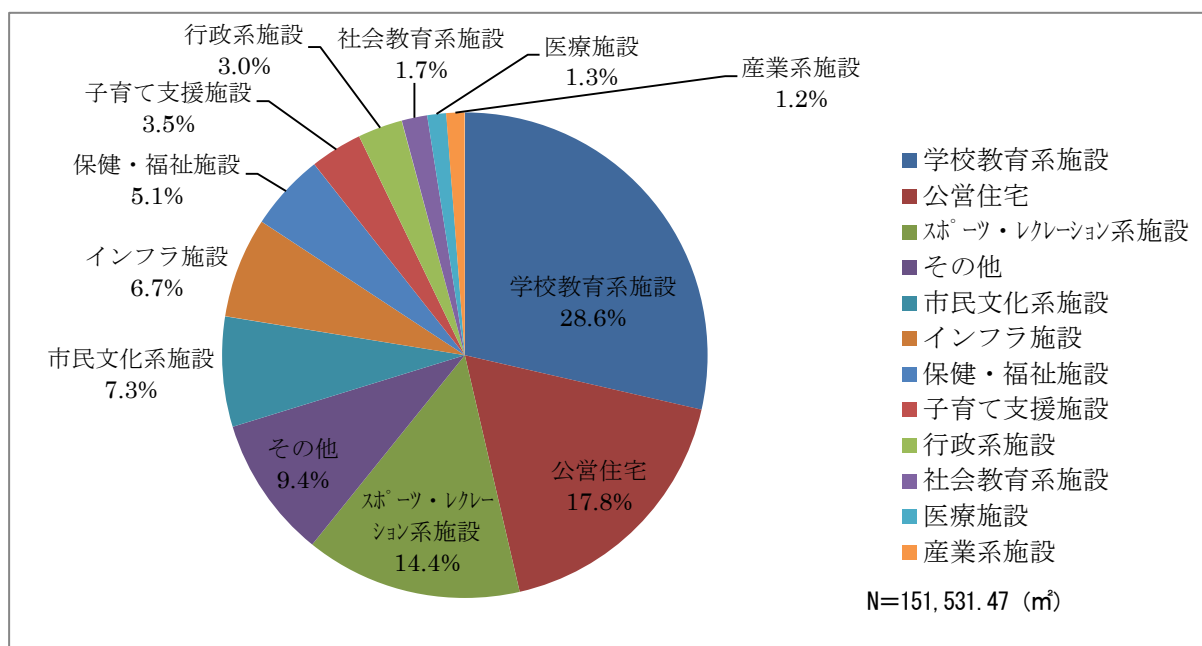
安定した財政経営を行っていくためには、今後の投資的経費の動向が大きな課題となってきます。平成27年度に策定した「多可町公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の現状及び将来見通しに基づき、適切な公共サービスの提供と財政負担の軽減・平準化を実現するために、公共施設の延べ床面積を今後30年間で40%削減する必要があるとしています。この目標を実現するために、平成29年度に今後10年間の第Ⅰ期として個々施設のあり方を明記した「多可町公共施設等再配置計画」を策定しました。今後は、日常点検によって得られた個々施設の状態を加味しながら、多可町公共施設等再配置計画に従って、維持管理・更新等を実施します。特に、使用形態等から譲渡検討施設については、当該団体等へ積極的に譲渡・売却を進めていきます。

また、公共施設等の維持管理費・修繕・更新に係る中長期的な経費を算出し、公共施設白書を更新し、既存施設の長寿命化や機能の保全・向上を図ります。

このように、計画的かつ戦略的に必要な資本整備を行い、投資的経費の総額を抑制するとともに、新たに必要となる施設や大規模改修する施設については、費用対効果の検証を行い、町の負担を出来る限り軽減することに努めます。

※1 ファシリティマネジメント：1. ファシリティ（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、貸借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営活動のこと。

（図3）公共施設の整備状況（施設分類別）





**(表2) <公共施設等再配置計画> 対象施設の延べ床面積の削減見込量**

対象施設	施設数	対象施設の総延べ床面積 (2018年2月現在)		第I期削減見込量 (2016年～2025年)	
		面積(m <sup>2</sup> )	割合(%)	面積(m <sup>2</sup> )	割合(%)
①学校園・学童施設	13	47,583.40	31.4	-3,748.60	-2.5
②公営住宅	395	26,952.36	17.8	-4,657.20	-3.1
③供給施設	30	10,142.00	6.7	-1,253.00	-0.8
④庁舎(役場・プラザ)	3	7,705.60	5.1	1,957.40	1.3
⑤普通財産等(普通財産、倉庫、 一時利用、使用貸借・賃貸借)	31	17,279.74	11.4	-14,154.74	-9.3
⑥それ以外の施設	62	41,868.37	27.6	-1,971.00	-1.3
計	534	151,531.47	100.0	-23,827.14	-15.7

#### 4. 事務事業・補助金等の効率的効果的な継続的改善

限られた資源で、新たな行政課題や多様化する行政需要に的確に対応する必要があるため、引き続き事務事業の見直しを行っていきます。特に、長期にわたって継続している事業については、行政関与の必要性、目的達成度、施策推進に対する効果、代替手法の可能性等を総合的に検証し、継続の有無や再編について検討します。

補助金や負担金については、行政の責任分野、交付団体の設立目的、活動内容、経費負担のあり方等の観点から一定のルール（<補助金・負担金見直しの指針>P.7参照）に基づき検証していきます。各種行政サービスにおいても、利用に見合った応分の負担を求めることで、負担の適正化（<受益者負担適正化>P.8参照）を図ります。

地域の経営資源（ひと・もの・お金）が制約される中で、公共サービスを的確に実施するためには、AI（※）やロボティクス（RPA※）等を積極的に活用して自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が欠かせなくなっています。

よって、これまで行ってきた業務の見直しに加え、更なる業務の効率化と正確性の確保を図っていくため、AIやロボティクス（RPA）等の新たなICT技術の活用について研究・検討を行います。

また、マイナンバーカードの取得を推進し、申請書や届出書類の簡素化、各種行政手続きのオンライン申請等により利便性の向上を図ります。

<AI> 「Artificial Intelligence(アーティフィシャル・インテリジェンス)」の略称で、「人工知能」の名称でも呼ばれている。ビッグデータをもとに、コンピュータが自ら判断する仕組みです。AI 単体で何かをするのではなく、他のシステム等に組み込むことで応用するケースがほとんどです。

<RPA> 「Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略称。業務内容を覚えさせ、それを自動的に繰り返すのがRPAの基本的な仕組みのため、定例的な業務に適しています。

<ICT> 「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

## <補助金・負担金見直しの指針>

### 判定基準

#### (1) 妥当性

- ・住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められるもので、特定のもののみの利益に供することのないこと。
- ・補助金の交付に関して効果が認められること。
- ・町の方針として、積極的に推進しようとする事。
- ・行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。
- ・受益者が特定のものに偏らず、町民等の間に不公平が生じないこと。

#### (2) 明確性

- ・事業活動の目的・視点・内容等が社会、経済情勢に合致していること。
- ・原則として事業に対する経費を対象とすること。  
(例：団体の交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費、飲食費等は対象としない。)

#### (3) 適格性

- ・団体等の会計処理及び使途が適切であること。
- ・団体等の決算における繰越金または剰余金が、補助金の額を超えていないこと。
- ・団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
- ・補助対象の範囲及び内容に対し、補助率、補助単価等の数値基準を明確にし、補助金の交付額を決定していること。
- ・近隣自治体と比較して交付額が適正規模であること。

#### (4) 終期設定

- ・補助金の実効性を確保するため、全ての補助金の補助期間は、原則3年を限度とする。  
なお、期間終了後の補助金交付の取扱いについては、再度、検討するものとする。  
ただし、国や県の制度によるものは、その補助期間の終了をもって終了とする。

### 判定結果

#### (1) 継続すべきもの

- ・「補助金の交付基準」に適合し、補助の必要性が認められるもの
- ・法令等により町が補助することが義務付けられているもの
- ・国県補助金を財源の一部としている事業のうち、町の負担が義務的であるもの
- ・他市町等との協議等により町の負担が決定しているもの
- ・建設費等に対する補助で、契約書等により町の負担が決定しているもの  
(※ 継続すべき事業についても、財政健全化の観点から減額に努めること。)

## (2) 減額すべきもの

- ・団体等の決算における繰越金又は剰余金が、補助金の額を越えているもの
- ・補助対象にすべきでない経費（交際費、慶弔費、懇親会等の飲食費、調査研究に関わる事業等のうち直接事業に関わらない視察旅費等）
- ・団体の運営・育成的補助金で、会費の徴収等自主財源の確保に努めていないもの
- ・補助率が必要以上に大きいもの等

## (3) 廃止すべきもの

- ・施策の普及、浸透等により、補助目的が達成されているもの
- ・社会情勢の変化に伴い、町の施策が目指す目的・視点・内容と適合しなくなっている、もしくは、公益上必要性及び事業効果が薄れているもの
- ・長期にわたり継続補助しているものの、目的が十分達成されていない等の事業効果が不明確、または、乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの
- ・団体等の会計処理、補助金の使途が適切でないもの
- ・その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業、または基準が明確でない事業に対して補助するもの等

## (4) 改善すべきもの

- ・補助の必要性はあるが、改善すべき事項があり見直しを必要とするもの
- ・類似目的の補助金があるもの（整理統合を検討）
- ・補助金としてではなく、町の直接経費で計上すべきもの
- ・国・県の補助制度を活用できるもの等

## ＜受益者負担の適正化指針＞

公共施設の使用料について、減額・免除の基準を統一するため、受益者負担の公平性・公正性の観点から、政策的に推進する場合等の特例的措置の適用を除き、受益に係る費用を原価計算により算出し、サービスの性質に対し、公共性と収益性の視点から適切な負担割合を設定します。なお、減額・免除の再考については、近隣自治体の状況も考慮するとともに、推進施策等への配慮から、激変緩和措置を検討します。

また、次に掲げるサービスについては、サービスの質等によって、統一的な設定基準を適用すべきでないもの、又は、できないものがあることから、統一的な負担基準から除外し個別に検討します。

- ・基準や算定方法が法令等で定められているもの（義務教育、図書館の利用、地方公共団体の手数料の標準に関する法令など）

- ・国県の機関が算定している経費を基に定めているもの（保育料など）
- ・広域的な観点から、近隣自治体等と共同で統一した負担額または算定方法が定められているもの
- ・公営企業等独立採算を基本とした長期収支見通しに基づき算定されているもの（水道料金、下水道使用料等）

なお、業務改善による費用（コスト）の変化や社会情勢等の変化により、受益者負担の適正基準は変わるため、臨時的に必要なものを除き概ね5年毎に検証・見直しを行います。

## **5. 自主財源の確保**

生産年齢人口の減少が進み、自主財源（町税等）の増収が見込めないことに加え、歳入の約40%を占める地方交付税が減少していく中、積極的に自主財源を確保する取り組みが必要です。従来から行っている公共サービスにおける受益者負担の適正化を継続するとともに、国・県の補助金制度の動向を的確に捉え、より有利な制度を選択することにより財源確保に努めます。

また、本町の持つ魅力を生かし、「ふるさと多可町応援寄附金」を充実させるとともに、ふるさとの特産品を活用した返礼品を送ることで地場産業の活性化も図っていきます。

更に、町有財産の貸付や売却を積極的に推進し、歳入を図る取り組みを進めます。

## **6. 公営企業等の経営健全化**

人口減少による料金や使用料収入の減少、施設の老朽化による更新需要の増大等、公営企業をとりまく環境は非常に厳しいものです。そんな中、将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、中長期的な視点に立って状況を的確に把握し、収支均衡に向けた取り組みを計画的に進めていく必要があります。

よって、計画的な施設の統廃合等により経営基盤を強化し、効率的な経営を推進しつつ、公営企業形態でのサービス提供のあり方や広域化・民間的経営手法の導入について検討を行います。

※公営企業とは、地方公共団体の行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものである。当町の場合、水道事業、下水道事業が該当する。

## Ⅲ. 住民協働による連携

### 【重点項目】

#### 7. 住民参画の推進

地方分権の進展に伴い住民皆さんのまちづくりへの参加意識を推進するには、住民皆さんと行政が共にまちづくりについて考え、共に行動することが重要です。

よって、町が抱える重点課題を正確に分かりやすく情報共有し、問題提起しながら、住民皆さんの意見・提案を求め、協働のまちづくりを推進します。

#### 8. 住民の皆さんとの協働

質の高いサービスを効率的かつ安定して提供するためには、住民皆さんと行政の協働による行政経営で、住民ニーズを町政に反映させる仕組みづくりが必要です。

そのためには、住民皆さんと行政のそれぞれの責任と役割を明確にしたうえで、相互の信頼関係を築き、あらゆる分野で協力しながら地域課題の解決、地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築を行います。

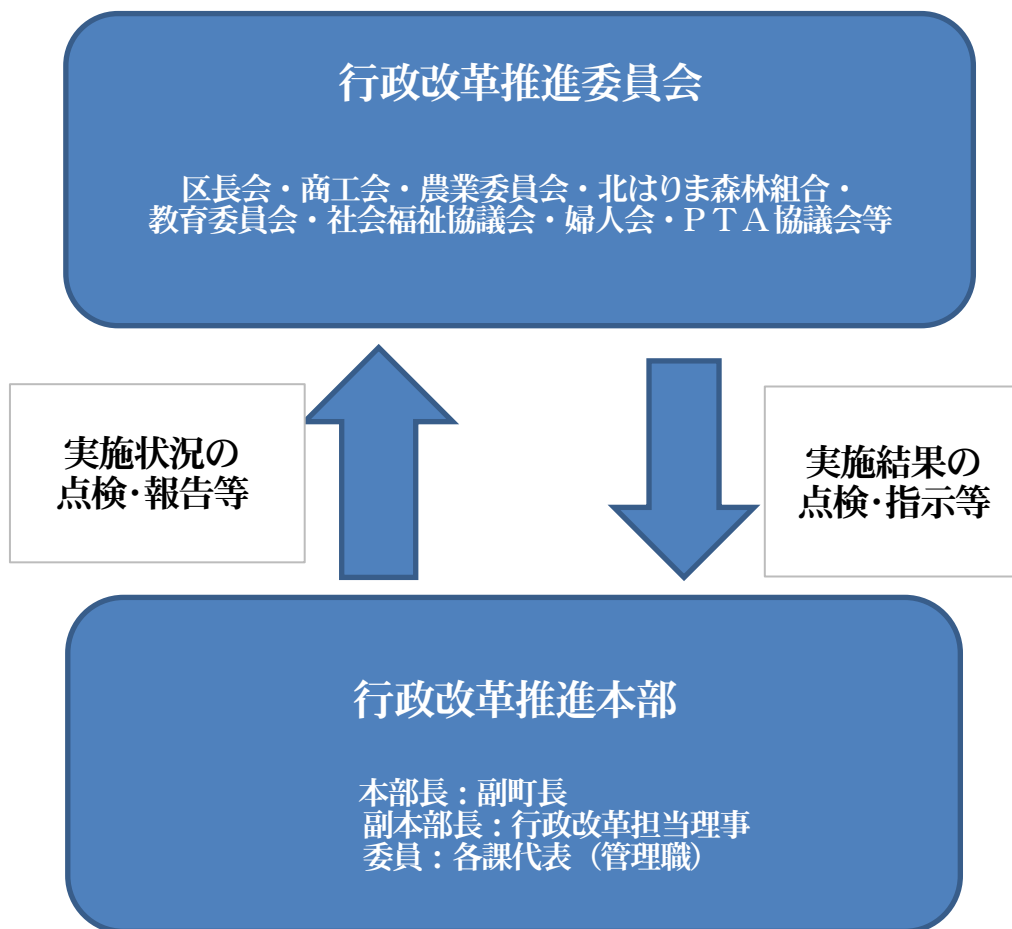
## 取り組み期間と推進体制

この大綱は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第4次行財政改革大綱を着実かつ計画的に推進していくために、改革の具体的な項目を定めた多可町行財政改革実施計画を策定します。

なお、この大綱に掲げた推進事項以外についても、職員自ら創意工夫により絶えず見直しを行い、新たな行財政課題に対応できるよう、積極的に行財政改革の推進に努めるものとします。

また、行財政改革は全庁的な取り組みが重要であることから、毎年、庁内組織である多可町行政改革推進本部で実施計画の進捗管理を行いながら、各種団体の代表者で構成する多可町行政改革推進委員会で点検し、議会へ報告していきます。





#### 第4次多可町行財政改革大綱

多可町役場 財政課

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123

TEL. 0795(32)4771

URL <http://www.town.taka.jp/>